

## 保有個人情報等管理会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則（平成17年川崎市規則第72号。以下「規則」という。）第4条に規定する保有個人情報等管理会議（以下「管理会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 規則第4条第6項の総務企画局の職員及び市長以外の実施機関の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務企画局総務部庶務課長
- (2) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部担当課長〔監察・内部統制推進〕
- (3) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長
- (4) 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課担当課長（情報公開担当）
- (5) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔デジタル改革〕
- (6) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔情報システム調整〕
- (7) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔情報通信基盤〕
- (8) 上下水道局総務部庶務課担当課長〔法制・情報公開〕
- (9) 交通局企画管理部庶務課長
- (10) 病院局総務部庶務課長
- (11) 消防局総務部庶務課長
- (12) 教育委員会事務局総務部庶務課担当課長〔法制・委員会〕
- (13) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長
- (14) 監査事務局行政監査課長
- (15) 人事委員会事務局調査課長
- (16) 農業委員会事務局事務局長

( 1 7 ) 固定資産評価審査委員会事務局書記長

(会議)

第3条 規則第4条第2項の会長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 管理会議は、規則第3条第2項各号に掲げる保有個人情報等総括管理責任者の所掌事務に係る調査審議のうち、特に重要な事案について審議する。

(幹事会の組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。

2 幹事長は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部長をもって充てる。

3 副幹事長は、幹事長が幹事の中から指名する者をもって充てる。

4 幹事は、第2条各号に掲げる者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、幹事会に出席することができないときは、その指名する者を代理で幹事会に出席させることができる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 幹事長は、幹事会における審議事項及び審議結果を管理会議の会長に報告するものとする。

6 管理会議の会長は、前項の報告を受け、承認をもって管理会議の議決とすることができる。

7 幹事会は、規則第3条第2項各号に掲げる保有個人情報等総括管理責任者の所掌事務に係る調査審議のうち、特に重要な事案については事前に審議等を行い、その審議結果に基づき幹事会として意見を集約し、管理会議に報告するものとする。

(管理会議の特例)

第6条 規則第4条第7項の規定にかかわらず、規則第3条第2項各号に掲げる保有個人情報等総括管理責任者の所掌事務に係る調査審議に当たり管理会議を開催するいとまがないときは、審議事項を添えて、会長、副会長及び各委員宛て持ち回りにより諮ることとし、その決裁をもって議決とすることができる。

(その他の会議との調整)

第7条 管理会議又は幹事会が行う審議事項について、その他の会議における審議事項とその内容が相互に類似又は密接に関連する場合は、当該その他の会議との調整を図り、併せて開催することができる。

(庶務)

第8条 管理会議の庶務は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、管理会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。